

公共工事設計労務単価等報告書について

平成25年度の公共工事設計労務単価については、技能労働者への適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を含んだ額で設定されています。

このことを踏まえ、国からは技能労働者に対する適切な賃金の支払いや各種保険等の加入について、発注者においても指導、確認するよう通知があったところです。

つきましては、下記の対象工事について、別添の公共工事設計労務単価等報告書を提出していただくこととしましたので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

記

1 対象工事

Aクラスの工事で契約額が2,000万円以上のもの

※ 合冊工事でAクラスとなる場合は、契約額が2,000万円以上の工事を対象とします。

クラスを指定しない工事については、契約額が2,000万円以上のものを対象とします。

2 提出物

(1) 施工体制台帳の作成が義務付けられている工事

・ 公共工事設計労務単価等報告書（金沢市）・・・様式-1

・ 施工体制台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式-3(1)、3(2)

※ 様式-3(1)、3(2)については、金沢市建設工事関係様式（着工時）と同じ

(2) (1) 以外の工事

・ 公共工事設計労務単価等報告書（金沢市）・・・様式-1

・ 作業員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式-2

※ 様式-2については、別途に施工体制台帳を作成している場合には、様式-3(1)及び3(2)を作業員名簿として代用してもかまいません。

上記については、いずれも請負工事下請負人通知書に併せて提出してください。
(一次下請負人までが対象)

3 開始時期

平成25年7月16日以降に契約する工事から適用

(問合せ先)

金沢市総務局監理課 工事契約グループ

電話：076-220-2101

FAX：076-220-2097